

被災者生活再建支援制度・り災証明書について

【被災者生活再建支援制度】

※一人世帯の場合は下記の金額の75%となります

この制度は今回の震災により被害を受け、町が発行した「り災証明」の被害区分が「全壊」「大規模半壊」と判定された世帯に対して国から支援金が支給される制度です。該当される世帯については、災害対策本部へお問合わせ下さい。

◎問合わせ先 災害対策本部 ☎62-2111

被害程度	全壊		大規模半壊	
基礎支援金	100万		50万	
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	
加算支援金	200万	100万	50万	

【り災証明書】

震災により被害にあった住家の被害の程度を証明する「り災証明書」の受付を引き続き行っております。「り災証明書」は上記の制度の他にも、今後、義援金の配分や各種支援制度の適用を受けるために必要になることがあります。申請の際は、被害の住家の写真、印鑑、住宅の簡易な地図を持参し、窓口で手続き願います。「り災証明書」は被害の程度によって「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の区分となり、国の定めた基準により判定されます。

なお、被害区分によって受けられる支援については、各制度によって異なります。

◎問合わせ先・申請窓口 税務町民課 ☎62-2114

〈原発事故による農作物への影響について〉

■鏡石町の土壌における放射線量モニタリング調査結果

調査日 4月6日 ※単位はベクレル/kg

地名	地目	セシウム134	セシウム137	セシウム134+137総量
久来石	水田	237	276	514
成田	転換畑	119	144	263

■水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行指標 0.1

指標を前提として、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値(500ベクレル/kg)以下となる土壌中放射性セシウム

濃度の上限値 5000ベクレル/kg

■摂取制限野菜表 4月19日現在

指示の内容	区分	左記の代表例	産出地
摂取及び出荷を差し控えて下さい。	野菜(非結球性葉菜類)	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、みずな、サラダ菜、サニーレタス、しんじく、クレソン、ルッコラ、ナズナ、わさびな、サンチュ、葉ダイコン、ふきのとう 等	県内全域
	(結球性葉菜類)	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等	
	(アブラナ科花蕾類)	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等	
出荷を差し控えて下さい。	きのこ類(露地原木しいたけ)		飯館村
	カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等	県内全域
	きのこ類(露地原木しいたけ)		伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、いわき市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、喜岡町、楳葉町、広野町、葛尾村、川内村
出荷を差し控えて下さい。	畜産物(原乳)		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡路村の区域を除く)、白河市、喜多方市、いわき市、国見町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢野町、楨町、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、殿川村を除く市町村

放射線が農産物に与える影響については、現在国や県の機関を中心に県内の各所で調査が行われています。今回は、4月19日現在の鏡石町に関する調査結果についてお知らせします。鏡石町の水田の土壌調査の結果、土壌中の放射性セシウムの濃度は、暫定規制値

の5,000ベクレル/kgを大きく下回る値となり、現状、稲の作付けを行っても支えないという見解が示されています。また、県内産の野菜で出荷、摂取については、制限されている品目は左記の通りです。制限されている品目や産地

町の水田等についての問合わせ先
産業課 ☎62-2118
県内の農産物についての問合わせ先
福島県農産物安全流通課
☎024-521-7354

については、今後、調査により随時更新されます。

各種相談窓口・支援制度について

〈お住まい関係について〉

【被災住宅の無料診断などの相談窓口】

震災により被災した住宅の補修・再建について相談を受け付けます。

◎問合わせ先 都市建設課 ☎62-2116 被災地専用住まいのダイヤル ☎0120-330-712

【応急修理費用の助成】

住宅が大規模半壊もしくは半壊し(要「り災証明書」)、現に居住できずに避難生活を送っており、自ら修理する資力のない世帯(所得制限あり)に対して居室やトイレなど日常生活に必要最低限度の部分を1世帯当たり52万円まで応急的に修理します。

◎問合わせ先 都市建設課 ☎62-2116

【既存の住宅ローンについて】

金融庁・財務局は、金融機関に対して被災者からの貸付条件の変更等について積極的に対応するよう要請しています。既存の住宅ローンのご相談についてはお取引金融機関にお問い合わせください。

◎問合わせ先 東北財務局金融相談窓口 ☎022-721-7078

〈仕事・給付のことについて〉

【就業相談・失業給付などについて】

震災で、事業が停止し給料が支払われない場合には、離職してなくても失業給付が受けられる場合があります。また、被災者を対象とした就業相談なども行っておりますので、お仕事についてお困りの方は、下記までお問合わせください。

◎問合わせ先 ハローワーク須賀川 ☎0248-76-8609

〈農業をされている方へ〉

【地震災害復旧支援特別融資】

J Aでは、震災による収入の減少や復興に必要な資金を低利で融資しています。

対象：J A組合員、貸付利率：1.00% 貸付期間：10年(据置期間3年間)

◎問合わせ先 すかがわ岩瀬農業協働組合鏡石支店 ☎62-2131

〈ご商売をされている方へ〉

【町商工会特別相談窓口】

町商工会では、町内の会員事業所の皆さんを対象に特別相談窓口を設置しています。店舗の復旧や廃業、資金の貸し付けなどについてご相談をお待ちしています。

◎問合わせ先 商工会 ☎62-2340

【震災対策特別資金(福島県中小企業制度資金)】

県では今回の震災により事業活動に影響を受けた中小企業を支援するための資金を創設しました。

対象：今回の震災により売上等が5%以上減少するか減少の見込みの中小企業

融資限度：8,000万円 融資利率：固定年1.5%~1.7% 融資期間：10年(据置期間2年間)

◎申込先 県内各金融機関 ◎問合わせ先 福島県商工労働部金融課 ☎024-525-4019

【事業資金相談ダイヤル】

日本政策金融公庫では、今回の震災により被災した事業所の方からの融資相談及び返済相談を受け付けています。また、日本政策金融公庫により国民生活事業(小規模事業所)・中小企業事業向け融資制度も取り扱っています。

◎問合わせ先 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505

〈避難されている方へ〉

【避難されている方は所在地情報の登録を】

福島第一・第二原発周辺の避難指示等により避難されている方は、避難元市町村からの通知等を受け取るため、所在地情報の登録をお願いいたします。登録は役場税務町民課で行っています。

◎問合わせ先 税務町民課 ☎62-2112